

規制改革に向けた提言

〔2024年3月〕

Fintech Association of Japan

2024年3月7日

- デジタル給与払いの参入促進に向けた要件見直し

- 課題：賃金デジタル払いへの参入にあたり、労働基準法で上乗せ規制とされた保証対応が大きな障壁となっている。
資金決済法による資産保全に加え、労基法関係法令に基づき即時払いのための保証が必要（二重の保証）。労働基準法に基づく保証は、厚生労働大臣による賃金支払口座の指定を受けるための前提要件となっており、結果として賃金の入金が一度もない口座を含むものとなり負担が大きい。
保証コスト負担の他、大口信用供与規制や6営業日以内の確実な弁済とその為の平時の体制構築など、保証機関に求められる負担も大きく、対応可能な保証機関が限定的。
- 提案：労基法関係法令に基づき即時払いのための保証について、その要否を含め再度の検討すべき。

また、上記のほかデジタル賃金払いの要件において、以下の課題が残されており解決に向けた議論が必要。デジタル給与は決済・送金への活用が想定されるが、給料日当日に銀行口座に出金が必要な場合があり、システム・運用構築の負担が大。
紐づけ銀行口座への過剰な振込エラー対策が求められる。
外国銀行口座の紐づけが不可のため、銀行口座開設困難な外国人労働者による利用の妨げ。

金融仲介機能の向上 (金融サービス仲介業)

- 金融サービス仲介業における取扱商品の拡大

- 課題：
 - 現状の金融サービス仲介業では、既存の仲介ライセンス（銀行代理業等）と横並びで取扱商品や兼業規制が存在する。しかし、特にビジネス向けの商品は、仲介業者によるテクノロジーの活用により、トランザクションレンディング等のいままでの与信モデルでは融資できない企業にも成長資金を投入できる可能性がある。
- 提案：
 - デジタル社会では、利用者が自身の金融データを経営分析や税務申告に利用できることで、アナログでは達成できなかった利便性を享受できる。従来の中介業規制に捉われず、金融機関と仲介事業者がテクノロジーを前提に新たに役割分担することで、より使いやすい金融サービスが生まれる。
 - その金融仲介機能の強化のため、対象商品の拡大と上限金額の引上げ、新規参入の障壁を低くすべき。
 - ・ 銀行分野：toB向け融資における兼業規制の緩和、規格化されたローン以外の取扱可能化、上限額（1,000万円）の引上げ
 - ・ 証券分野：みなし有価証券取扱可能化
 - ・ 保険分野：火災保険、法人保険、その他少額の金額に限定されない保険の取扱
 - ・ 共通：供託額の減額

金融仲介機能の向上 (非上場株有価証券の取引の活性化)

- 非上場有価証券の仲介業務のライセンス範囲、要件

- 課題：2023年12月12日付金融審 市場制度WG・資産運用TF報告書において、特定投資家（セカンダリー取引として一般投資家が売却する場合は一般投資家も含む）を対象とした非上場有価証券の仲介業務について、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和する方針が示されている。もっとも、同報告書で具体的に言及されている有価証券は、「スタートアップ企業等の非上場企業の株式」「海外の資産運用会社が設定・運用する外国籍投資信託や外国投資法人の発行する外国投資証券」にとどまっている。
- 提案：方向性を歓迎するとともに、スタートアップ育成の観点からは株式や外国籍投資信託にとどまらず、新株予約権、社債等についても要件を緩和した第一種金融商品取引業の取扱対象の有価証券に含めることを求める。また、実務運用上決済を目的とした短期間の預託の受入れについては、例えば金商法42条の5ただし書（「取引の決済のために必要なとき」）等も参考に可能とすることが重要である。さらに、同報告者で言及されている自己資本規制比率・兼業規制の緩和方針に関して、事業者の参入を促し非上場有価証券における取引活性化を実現するため、これらの規制については登録要件、登録維持要件から外すべき。

金融商品取引法42条の5

- 金融商品取引業者等は、有価証券等管理業務として行う場合その他政令で定める場合を除くほか、その行う投資運用業（第二条第八項第十二号に掲げる行為を行う業務に限る。以下この条及び次条において同じ。）に関して、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。ただし、当該金融商品取引業者等がその行う投資運用業に関し、顧客のために同項第一号から第四号までに掲げる行為又は商品関連市場デリバティブ取引を行う場合において、これらの行為による取引の決済のために必要なときは、この限りでない。

- 総論

- 課題：100万円超の高額送金のニーズに応えるため第1種が創設され、現在もtoBにおいては依然と同様にニーズが認められるものの、2021年5月に資金決済法の改正法が施行されて以降、相当期間が経過したにも関わらず、第一種資金移動業者の登録が、比較的限定されたビジネスモデル2事例に留まっている。このような状況においては、高額送金のサービスが世の中に普及せず、ニーズに応えることが難しい。
- 提案：高額送金のサービスを普及させるためには、第1種、第2種双方からの検討が考えられるが、第1種に関しては、必要以上に厳格な滞留規制や資産保全義務の設定が、実務上の利便性を損なわせ、低調な登録状況を招いていると考えられることから、より顧客の利便性に着目した業規制となるように規制緩和の検討を要望する。また、第2種からアプローチする場合にはtoBにおける送金ニーズを満たすため、上限の引き上げの検討を要望する。

資金移動業

(第一種資金移動業)

- 滞留規制の緩和

- 課題：
 - そもそも、厳格な滞留規制の趣旨は、実際に送金が行われるか不明である資金が事業者にとって不必要に滞留することを防止する点にあると考えられるが、取引時確認等の理由で滞留する場合には、法令遵守のために滞留させているのであって、これらが法の趣旨を没却させるものではない。
 - しかしながら、実際の現場運用は、抽象的な滞留規制の利益を厳格に解し、具体的な顧客利便性やビジネス実務上の必要性をないがしろにしているように思われる。
- 提案：
 - 「資金移動に必要とされる期間」の運用ルールを明確化すべきと考える。
 - また、資金移動に必要とされる期間を超えて資金を滞留させてはならないとされているが、少なくとも一ヶ月程度の滞留を認めることができれば、より実務に即した運用が可能となる。
 - 滞留規制では、具体的な送金指示（送金額、送金日、送金先）を伴わない資金受入が禁止されているが、全て具体的に指示を受けた資金移動であれば電子決済等代行業と行っていることは同じである。顧客の資産を信託保全する等の条件を付した上で、電子決済等代行業の枠組みに含めるのも一案と考える。

資金移動業 (第一種資金移動業)

- 資産保全義務の緩和

- 課題：
 - 第一種資金移動業者には、滞留規制と合わせて資産保全義務も課されているが、厳格な滞留規制が課されている以上、極めて短期間で移動される予定の資金に対して、全額の保全を求めるのは過大にすぎる。
 - 現行の資産保全義務に対して、信託による保全で対応しようとするすると別途多額の手元資金が必要であり、銀行保証で対応しようとするすると高額な保証料を求められる上に、大口信用規制との関係で対応できる金融機関が限定されるという課題がある。更にビジネスが拡大した場合に、与信枠の関係で頭打ちになるという懸念も生じている。
- 提案：顧客からの預り金を信託口座などに保全すれば、倒産隔離という目的は達成されるのであり、当該口座残高を資産保全義務の対象から控除すべきではないか。

資金移動業

(第二種資金移動業)

- 100万円上限の緩和

- 課題：
 - 100万円超の高額送金のニーズに応えるために第1種が創設され、現在も特にtoBにおいて高額送金のニーズは依然としてある。
 - しかし、第1種の滞留規制が厳格すぎ、現在までに第1種の登録がされたのはわずか2事業者であり、世の中に高額送金サービスが普及していない。
- 提案：今後現行の第1種では事業者が急増することは考えにくく、第2種の送金上限を一定程度緩和すべき。

- 資産保全義務の緩和

- 課題：
 - 一定条件を満たした場合の緩和など、第1種の議論は第2種にもあてはまる。
 - デジタル給与、全銀ネット参入により、2重、3重の保全が必要となるなど参入の障壁。
 - また、1種と同様、事業規模拡大に伴い負担増となる構造。
 - 資本力のある超大手以外は供託+銀行保証の組み合わせだが、銀行保証は企業与信によるため枠に限界。

- 正確な統計調査に基づく、法人IB普及施策の検討

- 課題：
 - 法人IBの普及は、全ての業務DXの基礎であり、特に中小企業における法人IBの普及は、サプライチェーンを含めた産業全体のDX促進に寄与するが、省庁公表統計は、いずれも詳細な調査手法が開示されておらず、実態を反映してない可能性がある。
 - 例：金融庁実態調査では80%~95%という高い数字。調査手法は公開されていない。
 - 例えば、オンライン限定での調査の場合、設問回答が可能な時点で、一定程度ITリテラシーの高い中小企業が含まれるバイアスがかかる。
 - 規制改革会議で一度議論されたものの、上記の数字を基に対応済みと整理されている。
 - 電子決済等代行事業者協会による独自調査では契約率70%程度、利用率55%程度となっており、金融庁実態調査との差異が大きい。
- 提案：
 - 再度、詳細な調査手法を開示した上での統計調査、規制改革会議での検討が必要。
 - 上記調査の上で、実態の普及率が低い場合にはIT導入補助金等の施策強化による普及施策が必要。

- 電子マネー及びクレカAPIの開放義務付け

- 課題：
 - 銀行法改正により、銀行APIの開放は進展。他方、電子マネーやクレジットカードについては、開放義務もなくAPI化が進展していない。
 - 法人での電子マネー・クレカの利用が広がる中、利用情報の連携が難しく、企業DXの阻害要因に
 - クレカでは個人の負債管理能力の観点からも課題。
 - 海外でも電子マネー、クレジットカードはAPIの開放義務付けの流れ。特に自由市場を尊重していた米国においても、昨年10月に開放義務付けの規則案が提示。
- 提案：
 - 規制改革会議で一度議論されたが、議論が不十分なまま措置済みと整理されている。再度、エビデンスに基づく同会議での十分な議論が必要。
 - 中小事業者にはAPI整備の負担が大きいことを踏まえ、まずは大手事業者からAPI開放を義務付ける対応が必要。

社債の活性化に向けた制度整備 (ノンバンク社債法の規制見直し)

- ノンバンク社債法の規制見直し（貸金業法の見直しを含む）

- 課題：貸金業者、質屋等（ノンバンクと総称）は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（ノンバンク社債法）により、同法が定める特定金融会社等として登録（要件は法人であることの他以下）を受けなければ、貸付資金を用途とした社債発行は認められていない。
 - ・ 資本金が10億円以上であること
 - ・ 金銭の貸付に係る審査業務の経験が3年以上ある者が2名以上審査業務に従事していること
- 提案：ノンバンク社債法は、いわゆるノンバンクが「社債の発行」によって「不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れる」ことを禁止していた出資法2条3項が削除されたことに伴い導入された規制。しかし、金融機能のアンバンドリング、リバンドリングが進んでいる金融サービスの現状や貸金業者も成長企業への資金供給主体となり得ることを踏まえれば、一般大衆の保護の必要性、金融仲介業務の公共性という規制目的を踏まえたものとはいえ、現行規制は過剰。

国内フィンテック事業者の競争力強化、ベンチャーデット市場の活性化という観点を踏まえ、適格機関投資家・特例業務対象投資家又は特定投資家等に投資者属性を限定する場合の適用除外、また適用対象となる場合も成長企業への資金供給の担い手となる貸金業者等については、資本金要件の引下げが検討すべき。さらに、こうした貸金業者に関して、貸金業法上の規制の適用範囲についても見直されることが望ましい。

社債の活性化に向けた制度整備 (担保付社債に関する課題)

- 担保付社債信託法の見直し

- 課題：担保付社債信託法（担信法）において、受託会社は社債権者のために社債の管理を行うとされており（担信法2条2項）、社債の管理に関して同法の特別の規定がある場合を除き、その権限と義務は社債管理者と同一。かかる権利・義務を有する受託会社を引き受ける金融機関は数の上でも限られており、また、発行体側の金銭負担という点でも一般化していないのが現状。
- 提案：立法論として、投資家側が適格機関投資家・特例業務対象投資家で構成されているような場合に、社債管理補助者制度をベースにした信託制度の構築も検討すべき。なお、この点について、当協会では以前に以下の提言を公表している。
 - 社債の活用促進に関する研究会「[担保付社債信託法についての改善提言](#)」（2023年10月27日）

- 事業成長担保権における担信法適用上の論点等

- 課題：信託構成で立法化が準備されている事業成長担保権について、社債で利用する場合は担保付社債信託法に則ることになるが、この場合、信託証書（担信法18条）の必要的記載事項（同法19条1項）として被担保債権である社債を特定する事項が必要であるところ、被担保債権が順次追加されていく実務運用が想定される事業成長担保権においては、この記載要請がネックになり得る。
- 提案：将来発生する社債については、発行の都度、債務者が必要的記載事項について受託者と合意することを容認するといった対処が必要と考えられる。また、実務的な要請に照らし、債務者の異なる複数の債権を同順位で事業成長担保権の対象とする運用ができるよう信託契約間で同順位協定を締結する等の対応を可能とするような実務対応を許容すべきである。

社債の活性化に向けた制度整備 (その他社債活性化に関する課題)

- 社債権者集会のオンライン実施

- 課題：担保付でない社債（社債管理者設置の場合を除く）を担保付社債に変更する場合、事後的にコベナンツを設定する場合には社債権者集会の開催が必要となるところ、この手続上の負担が社債の柔軟性を損ねているとの指摘がある。
- 提案：株主総会と同様にオンラインで社債権者集会を開催できるような制度整備をすべき。

- 社債管理補助者設置による口数基準の緩和

- 課題：社債管理者の設置義務に関して、（社債の金額が一億円以上である場合を除き）社債の口数が50口以上であれば一律に設置を要するものとされているが（会社法702条ただし書、会社法施行規則169条）、この点について社債管理補助者の活用余地が勘案されていない。
- 提案：社債管理補助者の設置を条件として当該口数を緩和することも社債市場の活性化の観点からは検討されるべき。

- AIを利用した与信等、技術進展に応じた与信の自由化

- 課題：令和2年改正において、ビッグデータ、AI等を利用した精度の高い与信審査を実施する「認定包括信用購入あっせん業者」の特例が新設されたが、参入事業者は二社に留まる。同認定は会社単位で実施され、一旦認定を取得した場合には、旧来の支可調方式の与信手法を実施することが出来ない。認定事業者が、新しいサービスへの参入や新顧客へのアプローチ等を計画しようとした場合、当然のことながら、新規事業等に関連する蓄積データを有していない。そのため、そのような蓄積データによらずに構築された、認定された与信手法を用いて新規事業等に関し与信審査することができない。また、支可調方式の与信手法も実施できない結果、新しい取り組みを断念せざるを得ない。そのような問題点があるため、事業者も新規に認定を取得するリスクを取ることができなくなっている。
- 提案：現在の「認定与信」か「支可調与信」かの、会社単位での二者択一方式を改め、同一事業者内においても、範囲の明確な線引きを前提として、(1)認定に係る与信手法（事前・事後チェック方式）と(2)支可調に係る与信手法の併用を認め、事業者における新たな技術等を利用した取り組みを支援すべき。

- **クレジットカード利用時における加盟店の情報提供義務の更なるデジタル化**
 - 課題：平成28年改正、令和2年改正において加盟店の情報提供義務にかかるデジタル化が進められてきたが、デジタル化が更に進展し、本格的なキャッシュレス時代を迎えようとしている。「スマホ・パソコン完結型サービス」における完全電子化がなされたが、同サービスの定義が極めて限定的で、利用の広がりを見せておらず、加盟店において紙媒体やプリンターを備えておく必要があり、十分な電子化メリットが享受できない状況にあるという課題が未だ残存している。
 - 提案：クレジットカード利用時における加盟店の情報提供義務に係る完全電子化の範囲を拡大すべき。「スマホ・パソコン完結型サービス」の範囲はイシューのサービス次第であり、加盟店における利用者の利用態様とは観点異なる。そこで、クレジットカード利用者の決済利用時の態様の観点から、情報提供義務が電子的になされることが合理的と考えられる範囲を設定し、その範囲について完全電子化を実施する。そうした範囲として、例えば、web上でのオンライン決済やスマホを用いたQRコード決済等を完全電子化の対象範囲とすることが候補として挙げられる。

- 指定信用情報機関に関する利便性向上

- 課題：令和2年改正直前の割賦販売小委員会報告書（最終報告）において、「割賦販売法上、指定信用情報機関として指定を受けている事業者は現状・・・1社のみであることから、こうした独占性の懸念が排除され、料金設定を適切に行い、・・・継続的な見直しとなるよう、適切に運営がなされる 枠組みを整備することも合わせて必要となる。」と指摘され、衆・参両議院において、「指定信用情報機関への情報集約が重要な機能を果たしていることに鑑み、その運用・システムに係る利便性の改善やコスト低減への取組等を更に進めること。」との附帯決議がなされた。他方、公正取引委員会報告書を契機に、金融サービスの更なるイノベーション促進、利用者利便性の向上を目指し、決済インフラを支える料金については、聖域のない検証・見直しが行われており、信用情報機関についても例外ではないと考えられる。しかし、指定信用情報機関の料金設定に関しては、客観的な検証が実施された実績がなく、指定信用情報機関の利用が必須となる事業者にとっては現状の利用料が重荷となってしまっている。また、利用料金等の積極的な見直し等が行われにくい背景として、複数の参入事業者による競争が行われていないことが挙げられる。そこで、客観的な検証を行うことを通じ、その内容を踏まえた上での合理的な解決策を検討していくべきである。
- 提案：
信用情報機関の料金についての実態調査と、その設定が合理的なものとなっているかどうかの検証を実施すべき。
割賦販売法上の指定信用情報機関の参入が進まず、競争環境が整備されないという問題点の検証と、かかる環境整備実現のための方策検討を進めるべき。

- マイナンバーに紐づく公金受取口座登録制度

- 課題：公金受取口座に登録できるのは預貯金口座に限定。
- 提案：登録可能な口座に資金移動口座を追加。直接店舗等での利用可能な点や、決済への利用（期限付きポイントの支給も可能）という用途からも、資金移動口座の登録を認めることで、給付金等が本来意図した消費に使われ、タンス預金となる割合が低くなると想定される。なお、ニッセイ総合研究所の[特別定額給付金10万円の使い道の調査（7月9日）](#)によると使い道の26.1%が貯蓄であった。

- 前払式支払手段の寺社仏閣へのお賽銭や寄付への利用

- 課題：前払式支払手段を寄付に活用できない。
- 提案：金融庁から「寄付には前払式は利用不可」と回答が出ている議論。
前払式支払手段は日本国内において支払手段として一定の利用がされている他、外国人観光客が訪日時に前払式支払手段（交通系電子マネーを想定）を購入して寺社仏閣を訪問するという利用シーンも考えられることから、前払式支払手段を寺社仏閣へのお賽銭や寄付に活用することはできないか。

- 反社チェックのアクセス拡大

- 課題：警視庁が有する反社データベースに直接アクセスできるのは、銀行や証券など一部の業種に限定。
- 提案：資金移動業者等その他金融事業者への拡大。

- 金融サービス仲介業者等の仲介業者が、他の金融機関でのKYC結果を転用

- 銀行、証券会社、保険会社等では、預金口座・証券口座の開設、保険契約の締結にあたって、他の銀行等または代理・媒介等を行う事業者（銀行代理業、金融商品仲介業、金融サービス仲介業等）から提供を受けた顧客の本人確認記録に基づき、委託構成の制約（画面遷移が必要等）の合理化により、当該顧客の取引時確認・本人確認ができることとしていただきたい（ワンストップでの本人確認手続きの実現）。
- 上記はeKYCによる手続きを前提とするもので、現在、国（デジタル庁等）では、マイナンバーカードの公的個人認証サービス（JPKI）に原則一本化する方向で検討が進められている（2023年6月9日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」）。

クラウドファンディングの機能向上 (投資型CFにおける訪問・電話勧誘規制)

- 投資型CFの訪問・電話勧誘規制

- 課題：現在、株式型クラウドファンディング（第一種金融商品取引業、第一種少額電子募集取扱業務）、ファンド型クラウドファンディング（第二種金融商品取引業、第二種少額電子募集取扱業務）のいずれについても、インターネット完結で投資申込みを受け付ける類型の場合、投資家に対して訪問又は電話での勧誘を行うことは法令又は自主規制により禁止されている。
また、投資型CFにおいて訪問・電話による勧誘規制があるために、例えば、個別商品の案内を行わず本来であれば勧誘に該当しない一般的なスキーム説明のセミナーについても、規制への抵触可能性を懸念してその開催を躊躇する萎縮的な動きが一部の事業者において見受けられる。
- 提案：法令上は訪問・電話勧誘を禁止されておらず、自主規制により制限を受けている第一種金融商品取引業による株式型CF、第二種金融商品取引業によるファンド型CFにおいては、投資と分配の好循環を実現する観点から、許容性の認められる範囲で規制を見直すのが相当。

当該規制は第186回国会衆議院財務金融委員会の附帯決議（後掲）を踏まえたものと思われるが、この附帯決議は基本的に個人の一般投資家を念頭に置いたものと考えられ、第一種金融商品取引業による株式型CF、第二種金融商品取引業によるファンド型CFに関して、特定投資家（少なくとも法人である特定投資家）については、相応の判断能力があると考えられることから訪問・電話勧誘規制の対象外とすべき。
また、広く投資型CF事業者によるセミナーに関して、勧誘に該当しない範囲について監督指針等による明確化を図ることが求められる。

第186回国会衆議院財務金融委員会 附帯決議（2014年5月19日）（抜粋）

- いわゆる投資型クラウドファンディングについては、新規・成長企業への適切な資金の流れを確保し、制度に対する投資者の信頼を確保するとともに、悪質業者による資金集めの場となることを防止するため、投資型クラウドファンディング業者による、発行者に対する財務状況・事業計画の内容・資金用途等の適切な確認等のデューデリジェンス及びインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整備について適確に監督を行うとともに、必要な定員・機構の確保を図ること。また、資金受入れ後の事業等の状況等についても、投資者に対する適時適切な情報提供が確保されるよう配慮すること。
- 投資者が、新規・成長企業への投資に関するリスク等を十分に把握できないことにより不測の損害を被ることのないよう、投資者に対する注意喚起及び理解啓発に努めるとともに、投資被害の多くが電話・訪問によるものであることを踏まえ、投資型クラウドファンディングにおいては、電話・訪問を用いた勧誘ができないことを明確化すること。

クラウドファンディングの機能向上 (株式型CFのシンジケート・スキーム)

- シンジケート・スキームにおける制度設計

- 課題：株式型クラウドファンディングにおいては、非上場の段階で株主が多数となることにより意思決定プロセスが煩雑化し、株主コミュニケーションのコストが高まり事業上の意思決定に迅速性に影響を及ぼし得る。
- 提案：匿名組合などのファンドの仕組みを用いた株主の一元化（シンジケート・スキーム）を図るための法的整理を行うべきである。
この点に関し、2023年12月12日付金融審 市場制度WG・資産運用TF報告書においては、「投資運用業と第二種金融商品取引業に登録し、ファンドを介在させることによって株主の一元化を図ることは可能」と指摘されているが、シンジケート・スキームにおいては、基本的に一ファンドで一株式銘柄のみに投資するいわゆるターゲット型ファンドの建付になることから、各投資家が当該株式銘柄の投資判断を自ら行っているものと評価することができ、ポートフォリオ管理の必要性は乏しいことから、株式型CF事業者がターゲット型ファンドを組成する場合に限り、投資運用業は要しない制度設計とすることが考えられる。

- 税制（申告分離課税の対象に）

- 課題：Web3事業の進展のためには、そのステークホルダーが国内市場でトークン（暗号資産）を取得・取引できる環境整備が不可欠であり、国内における暗号資産取引の流動性の確保が重要。現状、暗号資産取引にかかる利益への課税は総合課税とされ、国内のWeb3事業への参加を躊躇する主な原因となっている。
- 提案：資金決済法、金融商品取引法で規制対象となっている暗号資産の取引（現物及びデリバティブ取引）にかかる利益への課税方法を（金融商品取引法等で規制されている他の金融商品も参考に）20%の申告分離課税の対象にできないか。

- 暗号資産交換業の媒介規制の緩和

- 課題：Web3サービスの利用のためにはユーザーによるトークン（暗号資産）の取得・保有が必要不可欠であり、Web3事業者は、かかるトークン取得を促すべく、自身のwebサイト等でユーザー・暗号資産交換業者間の取引を勧誘・媒介したい強いニーズが存在。
これら媒介行為は暗号資産交換業に該当することになるが、現状の暗号資産交換業は、取引時確認や暗号資産の取扱審査など、媒介業務というよりは、交換業務そのものを行うことを念頭とした規制となっており、代理・媒介等に関するその他の金融規制と比べると、媒介に限定された業務の規制として本来的に不要な行為規制等が多く、結果として重すぎる規制になっており、媒介に特化したビジネスモデルには不適合。
- 提案：Web3サービス促進の観点から、より参入が容易な暗号資産の媒介業務専門のライセンスの制度化ができないか。

- 高度外国人材登用に関する株式報酬付与のための証券口座開設手続の整備

- 課題：日本企業が役員や従業員に株式報酬を付与する場合、基本的には特定口座で管理することになるが、多くの証券会社は非居住者による特定口座の開設不可。また、日本の銀行では、非居住者になると銀行口座を解約しなければならず、月末締め翌月払の場合、最終月の報酬について海外送金が必要になる。海外送金をする場合、送金先の国によっては中継銀行を挟む必要があり、場合によっては送金できない、返金されないという問題が生じる。
- 提案：日本企業が身元保証等の書類を提出することで、渡航前、渡航後一定期間の証券口座開設・維持を可能とすべき。

- 国・地方自治体に納める公金収納のデジタル化

- 課題：

デジタル社会の活動の基盤は、データ（情報流）と決済（金流）である。政府で検討中の各種DX政策を進めるには、実は、消費者や企業がインターネットバンキングなどの金融サービスを使うことが土台となるが、その普及率はまだ低い。

国・地方でも公金収納のデジタル化の検討は進んでいるものの、現状では個人が支払う公金がメインターゲットとされており、全企業で定期的に行政への支払が必要な国税・地方税・社会保険料・水道料金等などは、使えるデジタル手段/デジタルで払える対象料金が、限定的かつバラバラという状態。

- 提案：

中小小規模企業では、取引・決済・税務をデジタル化することで生産性をあげることが重要であることから、人手不足の中小小規模企業が直接e-TaxやeLTaxを使わなくても、普段利用しているサービスから学習コストをかけずに、国にも全自治体にもデジタルで支払える体験を官民で提供すべき。

そのために、行政がAPIを提供し、民間サービスから、公金支払いができるようにすべき。

- 事業者の税務・会計・取引における官民一体的なデジタル完結

- 課題：国税申告におけるe-Tax利用は、法人では利用率がほぼ100%であるものの、申告のエビデンスである会計帳簿においては、事後検証可能な履歴の残るデジタル帳簿（優良電子帳簿）の利用率は著しく低い。
- 提案：人手不足の中小規模企業のデジタル化を促進するため、税務申告（出口）の前の日々の記帳業務（入口）にもデジタル化のインセンティブ強化を行うべき。これにより、経営が可視化され、さらには賃上げ税制や中堅企業育成税制の利用条件に適するかどうかの申請や審査も簡素化ができる。

- 起業しやすい社会で、デジタルネイティブな企業を増やす

- 課題：定款認証における公証人の面前確認は、起業者にとってコスト及び手続の負担となっており、そもそもの制度趣旨である不正の抑止に繋がるエビデンスもない。また、商業登記において、代表者の氏名や住所が誰でも閲覧できる制度は非開示化が進んでいるものの、株式会社以外には適用される予定がない。
- 提案：公証人の面前確認を廃止し、テクノロジーを活用した実効的で効率的な定款認証を実現すべき。